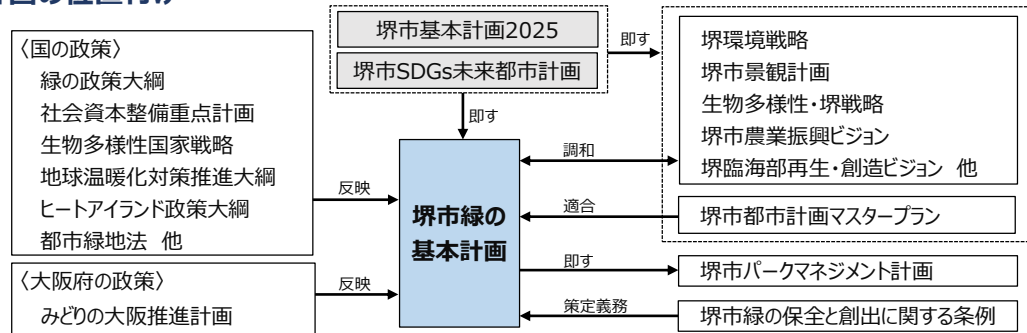


I. 「堺市緑の基本計画」の概要

■「堺市緑の基本計画」の概要

- 本計画は、本市における今後の緑の保全・創出・育成に関する施策をより総合的かつ計画的に推進することを目的に策定したもので、本市の緑のあるべき姿とそれを実現するため、今後取り組むべき施策の指針となるものである。
○ 都市緑地法第4条に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、堺市においては「堺市緑の保全と創出に関する条例」第8条で策定を義務付けており、平成13年5月に策定後、平成25年3月に改定している。
○ 現「堺市緑の基本計画」は、令和3年度をもって計画期間が満了したため、事業の進捗状況を把握・評価したうえで、計画全体を見直す必要がある。

■計画の位置付け



II. 計画改定の背景（1/2）

■これまでの取組成果や課題・方向性

- シンボルエリアや緑の骨格を育む取組として、地域の拠点となる公園の整備や古墳群の環境整備、南部丘陵の緑地保全等に取り組み、緑地面積や緑被面積は増加傾向にあるが、一方で緑の多さへの市民満足度は高まっていないことから、今後は満足度を向上させる新たな取組や既存事業の拡充が必要。
○ 身近なまちの緑を育む取組として、長期未着手都市計画公園の見直しやパークマネジメントの推進、緑化指導等に取り組み、公園や公共施設・住宅地といった、管理された緑被地は増加してきた一方で、農地や雑木林の減少が進んでいることから、身近な緑の保全に重点をおいた取組が必要。
○ ともに緑を育む絆をつくる取組として、緑地保全に関する普及啓発活動やみどり活動に対する支援・仕組みの構築等に取り組み、緑の活動に取り組んでいる人の割合を維持することができたが、増加には至っていない。また、人口減少や高齢化が進行し、担い手が不足することが懸念される他、財政危機宣言による財政面等での課題も見込まれることから、市民や事業者等とのパートナーシップを強化する取組や、資金面を含めた民間活力の活用に重点をおいた取組が必要。

■関係法令の改正

Three boxes detailing legislative amendments: 1. 都市緑地法 (平成29年6月改正) regarding green land definitions and management; 2. 都市公園法 (平成29年6月改正) regarding public recreation facilities; 3. 生産緑地法 (平成29年5月改正) regarding agricultural green land.

■緑を取巻く情勢の変化

- 環境（地球温暖化、生物多様性）に対する意識の高まり
○ 防災・減災に対する要求の高まり
○ 人口減少・高齢化の進行
○ ウィズコロナを見据えたオープンスペースの価値の再認識
○ 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等の必要性

II. 計画改定の背景（2/2）

■課題や情勢を踏まえた改定の視点

Four boxes with icons and text: 1. 緑の質の向上 (Quality of green); 2. 協働による都市と緑の活性化 (Activation through collaboration); 3. グリーンインフラ機能強化 (Strengthening green infrastructure); 4. 魅力ある公園の確保・充実 (Ensuring and enriching attractive parks).

III. 次期計画の骨子（案）

■基本理念（案）

緑は、都市の環境を支える基盤ともいえるものであり、潤いのある良好な都市環境の形成を図り、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与し、魅力ある都市形成に欠かせないものである。また、緑に象徴される自然や歴史的風土は将来も堺市民の誇りとなる。緑豊かで潤いのある堺の実現に向けて、これまで堺を支えてきた緑の役割やその姿、仕組みに着目して緑を守り・育み、これからの堺を支えていく新たな緑を創り出していくために、次のとおり本計画の基本理念を掲げる。

《 多様な緑が未来を創造する都市・堺 》

■施策の基本方針等改定の背景、視点、基本理念（案）を踏まえ『緑地保全（守る）』『公園整備・管理（創る）』『都市緑化（育む）』『公民協働（広げる）』という4つの行動分野に関連づけた基本方針を設定する。また、基本方針に基づく施策及び数値目標を設定する。

A large grid of 16 boxes detailing action areas and goals. Columns include: 1. 緑の骨格を守ります (Green skeleton), 2. 身近な緑を守り活かせます (Local green), 3. 人と生き物に配慮した緑のネットワークの形成を進めます (Green network), 4. 樹木・樹林による緑被率 (Green coverage), 5. 緑地の確保目標 (Green land targets), 6. 都市部における緑地面積 (Green area in urban areas), 7. 身近な公園や広場の充足率 (Local park/field sufficiency), 8. 緑が豊かと答える市民の割合 (Percentage of satisfied citizens), 9. 緑と調和した公共空間を育みます (Harmonious public space), 10. 拠点となる公園を創ります (New parks as hubs), 11. 花と緑あふれる都心エリアや泉北ニュータウンを創ります (Floral green in city center), 12. 住宅地などの緑化を促進します (Greening residential areas), 13. 緑と地域を育む人を育てます (Raising green stewards), 14. 緑の活動を支援します (Supporting green activities), 15. 緑を支える仕組みを創ります (Creating green support systems), 16. 緑活動に携わった延べ人数 (Total number of people participating in green activities).

■計画期間

令和4年度～令和13年度（10年間）※中間見直しあり

緑の基本理念、基本方針、施策の体系

【基本理念】

【基本方針】

【基本方針に基づく施策】

（案）多様な緑が未来を創造する都市・堺



1. ふるさと堺を代表する緑を守ります

1-1 緑の骨格を守ります

①百舌鳥古墳群の保存と活用

地域社会と共存しながら1600年にわたり守り、受け継がれてきた百舌鳥古墳群を次世代に継承するため、市民や民間事業者などの協働のもと、古墳を確実に保全します。

古墳が存在する他の自治体との連携を進め、日本全国に16万基以上存在するといわれる古墳の代表として、古墳時代の文化を物語る百舌鳥・古市古墳群の価値を、市民や来訪者に伝達します。

②南部丘陵の緑の保全と利活用

南部丘陵は堺市でも唯一の豊かな里山環境が残された貴重なエリアです。多様な生物が生息する「里地里山」として、子どもたちの「環境学習」の場として、地域文化を継承する「原風景」として、低炭素社会に貢献する「クールダム」として、そして堺市を流れる石津川の「源流域」として、市民にとって非常に大切な緑地です。

また、大阪府の「生物多様性ホットスポット」のAランク（平成26年10月）に選定されたエリアであり、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）」（平成27年12月）にも選定されています。

この、南部丘陵地の豊かな自然環境の保全を図るため、「都市緑地法」や「堺市緑の保全と創出に関する条例」などに基づく緑地保全制度を活用し保全します。また、市民参加の里山管理活動など協働の取組により、山林、農地、ため池などの里山的環境の保全につとめます。

③臨海部の水辺環境の保全と活用

臨海部においては、共生の森づくりや自然環境の再生をめざした生物調査や水質調査、人工干潟の整備、北泊地の水環境改善にあわせ、人工海浜などの親水空間の整備に取り組み、豊かな自然に触れ、やすらぎ、交流できる空間の形成を進めます。

④生物多様性の保全

生物多様性・堺戦略に基づいて、堺に残る自然環境を保全し、また新たに生物多様性に寄与する生態系を再生・創造し、継承していくことで、豊かな生物相を育みます。

1-2 身近な緑を守り活かします

⑤保存樹木等の保全

「堺市緑の保全と創出に関する条例」に基づき、保存樹木等の保全に必要な支援等を行います。保存樹木等の保全について、樹木医の派遣等を行い、アドバイスを行います。

⑥農空間の保全と活用

都市環境や防災など多面的な視点も踏まえ、多様な主体と連携した農空間の保全を進めます。また、市民農園や南部丘陵地域などに残された豊かな農空間において、市民が農にふれあう機会の拡大を進め、農地・農空間の保全と農地の有効活用に取り組みます。

また、市街化区域内の農地については、農地が持つ多面的な機能を効果的に発揮させるため、生産緑地制度を活用した農地の保全・活用を図ります。

1-3 人と生き物に配慮した緑のネットワークの形成を進めます

⑦水と緑のネットワークの構築

南部丘陵・河川・臨海部・大阪湾などをつなぐ生態系ネットワークの形成と豊かな生物相の回復を進め、生き物がつながる環境をつくります。

水辺環境に関しては、親水性に配慮した河川の整備、市民参加による美化活動、自然環境保全活動等により、潤いが身近に感じられる良好な河川環境の形成を進めます。

幹線道路の沿道においては、街路樹による緑化や民有地における緑化の推進等により、緑のネットワークの形成を図ります。また、大和川周辺のみどりの風促進区域では、沿線民有地の緑化や幹線道路や河川で重点的に整備した緑地の維持・管理・育成を図ります。

2. 活力と交流を生む緑を創ります

2-1 地域に愛され利用される公園を創ります

⑧身近な公園・緑地の整備

地域に親しまれる身近な公園である都市計画公園は、都市計画公園整備プログラム（案）に基づいて整備を推進します。また、「都市緑地法」及び「堺市緑の保全と創出に関する条例」に基づく市民緑地制度を運用した市民緑地制度の普及、啓発を行います。

⑨パークマネジメントの推進

市民や地域団体、NPO法人、民間事業者などの多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立った都市公園の管理運営を戦略的に推進することにより、より質の高い公園サービスを提供し、都市公園の活性化を図ります。また、市民による公園の清掃や除草など、公園管理における愛護活動を支援するとともに、大仙公園における平成の森づくりや堺自然ふれあいの森における里山公園づくりなど、公園における市民活動への支援を行います。

⑩都市公園における防災機能の強化

広域避難地の機能を有し、地域の拠点となる都市公園(地区公園)である天神公園において、事業認可区域の公園整備を完了させます。また、一次避難地の機能を有する都市公園のうち開設公園において、防災トイレの整備を順次進めるとともに、危機管理部局と連携し、都市公園が担う防災機能の強化を図ります。

⑪公園緑地の再生と再編

少子高齢化や人口減少などの社会の変化にともない、多様化するニーズに対応するためには、健康増進や子育てしやすい環境づくりに配慮した、子どもから高齢者までの幅広い世代に愛され、地域コミュニティの核となるような公園が求められます。したがって、既存公園については、統廃合を含めた再配置や再生に取り組むことを検討します。また、グリーンインフラとしての活用可能性も含めて有効利用について検討を行います。

⑫新しい時代に対応した公園づくり

新型コロナウイルス感染症の影響により、都市公園を含む緑のオープンスペースについても、アフターコロナ、ニューノーマルに対応した公園づくりが求められます。換気の悪い密閉空間を避け、心身の健康維持を図る場所として、公園等のオープンスペースのその重要性が改めて認識されていることから、新たな利用ニーズを満たす整備を検討していきます。

また、公民の多様な主体が持つデータと連携して情報の価値を高め活かすことで、新たな市民サービスの創出や都市魅力の向上に繋がります。公園に関する情報についても、誰もが利用できるようオープンデータ化することを検討します。

さらに、高齢者の健康づくりとフレイル予防を目的に、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した居心地がよく歩きたくなるような公園づくりに取り組みます。

⑬公園施設の長寿命化の推進

本市の公園は、開設から30年以上経過したものが約62%を占めており、10年後にはそれが約78%に達する見込みです。そのため、急速に老朽化が進んでいく公園施設に対して、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を進めるとともに、維持管理費の平準化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。

2-2 拠点となる公園を創ります

⑭世界文化遺産の拠点に相応しい大仙公園の整備と管理運営

世界文化遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群を活かした、百舌鳥野の風景づくりを行うため、大仙公園基本計画に沿った整備を進めます。各古墳への眺望を確保し、開放感のある景観を形成するとともに、古墳の緑と公園の緑が調和した、まとまりのある緑地空間を形成します。

また、シンボルパークに相応しい、魅力あふれる公園づくりを行うため、都市公園としての本来の機能を発揮するとともに、市民や国内外からの来訪者をもてなすために周辺の景観と調和した、飲食・物販施設や休憩施設など一体的な管理運営を行います。さらに、「堺市パークマネジメント計画」の内容を踏まえ、従来の行政主導の維持管理から転換し、民間事業者など多様な主体による管理運営の導入を進めます。

⑮公園墓地事業の推進

堺公園墓地基本計画に基づいて、里地里山環境にふさわしい公園墓地事業を推進します。また、指定管理者制度の導入についても検討します。

⑯大和川周辺における水と緑を活かした空間づくり

浅香山浄水場のつつじを含めた浅香山周辺を花の見どころとし、集客機能を充実させ、本市の北縁を飾る花の拠点を明らかにし、観光拠点を創出します。

市民に花や緑とふれあえる空間を増やし、潤いと安らぎのある住みよい生活環境の創出とともに、市外から来られるの方々のおもてなし空間を創出します。

2. 活力と交流を生む緑を創ります

2-3 花と緑あふれる都心エリアや泉北ニュータウンを創ります

⑰都心エリアにおけるウォーカブルな空間形成

人が集う魅力的な都心エリアの実現に向けて、公民連携による公共空間の利活用等を進め、安全で快適な歩行者環境や多様な人が集う交流・滞在空間を創出し、人中心のウォーカブルな空間形成を推進します。

⑱環濠都市堺の再生

環濠エリアにおける歴史・文化資源等を活かした公民連携の取組等を進めることで、賑わいを創出し、都市魅力の向上を図ります。それにより、市民の本市への愛着や誇りを醸成し、また交流人口・定住人口の増加をめざします。

⑲堺旧港と周辺緑地・公園の整備

堺旧港周辺では、歴史文化資源の更なる活用や港機能の再興、景観の配慮、大浜公園や旧堺燈台など堺旧港全体の回遊性の向上に取り組みます。また、大浜北町市有地では、民間事業者から事業提案を受け、海辺で憩い海を眺める魅力的な賑わい施設や親水空間を整備します。快適なアクセスルートや回遊性の確保、緑地・公園の利用促進、海辺景観の向上、市有地や親水護岸等の活用による賑わい創出等に取り組みます。

⑳泉北ニュータウンの魅力向上に寄与する緑の創出

泉北ニュータウンは、計画的に整備された大規模な緑が、自然系の緑地と一体となって、市街地の貴重な緑となっていますが、泉北ニュータウンのまちびらきから50年以上が経過し、過密化・巨木化した樹木が道路や民地への越境や日照阻害などの問題を起こしている箇所等については、間伐を行う等環境改善に努めます。

公園については、近畿大学医学部・大学病院の開設を見据えて、田園公園及び三原公園の再整備やビッグバン及び泉ヶ丘公園の一体活用により、泉ヶ丘駅周辺において魅力的な緑の空間を形成します。

3. 身近な暮らしの緑を育みます

3-1 緑と調和した公共空間を育みます

⑳公共空間における緑化推進

都市緑化のモデルとなるような、市街地環境の向上に役立つ公共空間における緑化を推進します。

㉑街路樹の計画的な維持管理

本市が管理する街路樹の計画的な維持管理により、道路交通の安全性を確保し、景観や環境などに配慮した快適な道路空間の形成を図ります。

3-2 住宅地などの緑化を促進します

㉒民有地における緑化促進

民有地の緑化支援及び市民の緑化意識向上に寄与する記念樹配布事業は、大阪府の取組とも連携を図り、より良い制度となるようPRを行い利用者の拡大を目指します。堺市宅地開発等に関する指導基準や工場立地法に基づく緑化指導や緑地協定制度を促進することにより民有地における緑化を推進します。

㉔百舌鳥古墳群や風致地区等における緑あふれる市街地の形成

百舌鳥古墳群のあるまちとして相応しいまちなみの形成に向け、百舌鳥古墳群周辺地域において、良好な景観の形成を図ります。

また、風致地区においては「堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく緑化指導を行い、生活に潤いを与え、緑に富んだ快適な都市環境を維持します。

4. 市民協働により緑の輪を広げます

4-1 緑と地域を育む人を育てます

㉕人材づくりの充実

花と緑のまちづくり事業や里山保全ボランティア養成講座を通じて、緑化や緑地保全活動に取り組む人材を発掘、育成します。

㉖普及啓発の充実

都市緑化の情報発信、緑化植物園として、都市緑化センターによる魅力的な飾花や展示、講習会等を行います。堺自然ふれあいの森については、近隣類似施設や企業、教育機関との連携を図り、利用促進を目指します。また、市民活動や企業のCSR活動と連携した緑の普及啓発に努めます。

㉗顕彰制度の充実

緑のまちづくり活動やその他緑の保全と創出について功績のあった個人、団体及び事業者を表彰することにより、個人、団体及び事業者の意識醸成を図ります。

4-2 緑の活動を支援します

㉘緑のまちづくり活動団体認定制度の活用

緑のまちづくり活動団体認定制度を活用し、緑地の保全・回復、緑化推進を行う市民を緑のまちづくり活動団体として認定し、自主的かつ継続的に緑のまちづくり活動が実践されるように促します。

㉙花と緑の市民協働事業への支援

市民の花と緑の地域緑化活動のサポート及び市民協働事業を支援します。また、公共施設や道路に面したオープンスペース等の公共的空間において市民が取り組む緑のまちづくり活動への支援を行います。

㉚企業と連携した緑のまちづくり活動の推進

現在、堺の森再生プロジェクトで取組んでいるような企業のCSR活動（社会貢献活動）と連携して、緑のまちづくり活動を進めます。また、人流データ等の企業が有する先進的なデータ把握、分析技術等と連携を図り、最新の状況と分析に基づく緑の施策を展開することを検討します。

㉛SNS等を活用した情報発信と連携

市民が自発的に活動できるよう、情報提供をはじめとする支援が重要です。緑に関する様々な情報提供や、緑の活動に取り組む市民・団体・企業等との連携を深めるためのSNSの活用等、緑の情報発信と交流の仕組みづくりを検討します。

4-3 緑を支える仕組みをつくります

㉜基金事業の充実と財源の確保

堺市はなみどり基金について、ふるさと納税や募金活動、企業CSR活動との連携により、市民、企業の支援を得て基金の増資に努め、効果的なPRに取り組めます。さらに、環境分野への取組や緑のまちづくりに活動のための新たな資金調達方法を検討します。

㉝多様な主体による緑のまちづくりの推進

市と大学との共同研究や、市民や企業への情報提供、緑地保全・緑化推進法人制度等を活用し、市民、企業、大学、行政の多様な主体が連携、参画した緑のまちづくりを進めます。

㉞グリーンインフラの取組の推進

自然環境には多様な機能が備わっています。この機能が発揮できるよう、戦略的に社会資本整備や土地利用を図ることと、より効率的・効果的に社会的・経済的課題の解決を図るグリーンインフラの考え方が重要です。グリーンインフラの取組を進めていくためには、市民、事業者、教育・研究機関といった様々な主体のニーズ把握や認識の共有化が必要なため、推進のための仕組みづくりについて研究を進めます。

「堺市緑の基本計画」の改定の流れ

